

中小企業庁認定 経営革新等支援機関
川口士郎税理士事務所

参加費
無料

消費税転嫁対策講習会 開催!

☆平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました☆

「消費税転嫁対策特別措置法」とは?

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買ったときなどにより消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することなどを禁止すること等を定めた法律です。

事業者の皆様のご大切な利益をしっかりと守るためにも、法律の正しい理解が必要です。消費税増税前のこの時期に、是非ご参加ください。

■開催日時:

平成 26 年

1月 24 日(金)

14:00~15:30 (受付 13:45~)

■開催場所:

金山センタープレイス8階

ネットアーツ会議室

名古屋市中区金山 1-14-18

■参加費用:

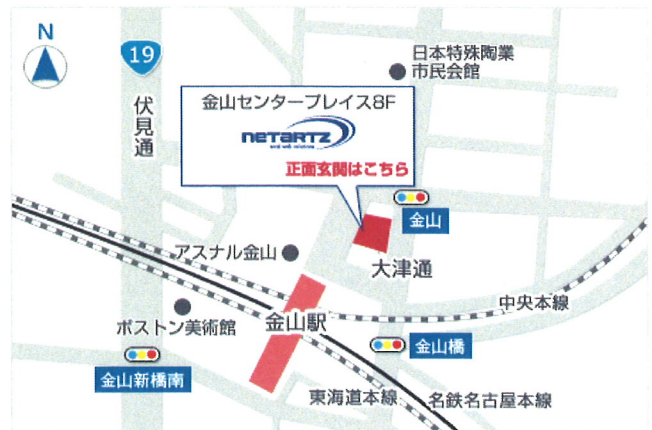
無料

■対象:

中小企業者の経営者様・役員様・従業員様

■講師:

税理士 川口士郎



FAXにてお申込み下さい。折り返し連絡致します。 FAX 052-882-7187

貴社名	業種
ご参加者名 (名)	役職
ご住所 〒	
TEL	FAX
E-mail	

FAX停止について 案内不要 突然のFAXで失礼致しました。今後このようなご案内のFAXがご不要の場合は、誠に恐れ入りますが、左に✓を入れていただき、ご返信下さいますようお願い申し上げます。

〈 主催・お申込先 〉

中小企業庁認定 経営革新等支援機関
川口士郎税理士事務所

〒456-0032 愛知県名古屋市熱田区三本松町7番1号 熱田ビル1階
(名鉄神宮前駅東口より徒歩3分)
TEL 052-882-7180 FAX 052-882-7187
HP: <http://www.kawaguchi-tax.jp> E-mail: d-kawaguchi@cube.ocn.ne.jp